

岩手県告示第22号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨釜石市長から次のとおり通知があった。

令和6年1月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 釜石市（山間部を除く。）
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年9月11日から令和6年2月29日まで
- 3 実施する公共測量の種類 写真地図作成